

玉野市空き家家財等処分支援事業補助金

玉野市では、市内空き家の利活用を促進するため、玉野市空き家バンクに登録していただいた空き家を対象に、家屋に残っている家財等の処分及び搬出にかかる費用の一部を助成します。

◇対象物件

玉野市空き家バンクに登録している物件

◇対象者

- ・空き家の所有者
 - ・交付決定を受けた日から3年以上、玉野市空き家バンクへの登録を継続する者
 - ・市税等に滞納のない者
- ※全てに該当する人が対象となります。

◇対象経費

玉野市一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託し、実施した空き家に残っている家財等の処分及び搬出に要する経費

◇助成金額

対象経費の2分の1に相当する額（最大10万円）

◇その他注意事項

次のような場合、交付した補助金の一部又は全額の返還を求めることがあります。

- ・申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき
- ・正当な理由無く、補助対象住宅の情報提供制度への登録を取り消したとき。

◇申請期限

令和8年12月18日（金）

※予算額に達しだい終了

◇お問い合わせ

玉野市 建設部 都市計画課 都市整備・空家対策係
〒706-8510 玉野市宇野1丁目27番1号
電話 0863-32-5538 FAX 0863-32-5519
E-mail toshikeikaku@city.tamano.lg.jp

交付申請の流れ

補助金交付申請書の提出

【添付資料】

- ・誓約書
- ・見積書等の写し
- ・家財等の現況写真
- ・市税の滞納がないことを証明する書類

申請書等の審査

補助金交付決定

交付決定通知書受領後、家財等処分の
契約及び処分に着手

内容を変更・中止する際は変更等申請書を
提出

家財道具等の処分の完了

処分終了後、実績報告書の提出

※1月末までにご提出ください。

【添付資料】

- ・補助対象経費の支払いが確認できる書類の写し
- ・家財等処分後の室内写真

実績報告書等の審査

補助金の確定通知

補助金交付請求書を提出

指定口座へ振り込み